

9 議案第8号関係

(1)おいらせ町営住宅管理条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第2号から第4号まで、<u>被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）の条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第2号から第4号まで、<u>被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第4号）</u>の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める<u>連帯保証人（町内に居住する者であること又は町外に居住する者で町営住宅の入居決定者の三親等以内の親族であるもの。）</u>の署名する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第18条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、特別の事情があると認める者に</p>	<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める<u>保証人の連署</u>する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第18条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、特別の事情があると認める者に</p>

改正案	現行
<p>対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>連帯保証人の署名</u>を必要としないこととすることができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てること</u><u>ができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u></p> <p><u>4</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p><u>5</u> 敷金には、利子を付けない。</p>	<p>対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>保証人の連署</u>を必要としないこととすることができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃又は損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p><u>4</u> 敷金には、利子を付けない。</p>
<p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種</p>	<p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5パーセントの割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相</p>

改正案	現行
<p>の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(町営住宅監理員)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 前各項に規定するもののほか、町営住宅監理員に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(町営住宅監理員<u>及び町営住宅管理人</u>)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 町長は、町営住宅監理員の職務を補助させるため、町営住宅管理人を置くことができる。</u></p> <p><u>4 町営住宅管理人は、町営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。</u></p> <p><u>5</u> 前各項に規定するもののほか、町営住宅監理員<u>及び町営住宅管理人</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

(2)おいらせ町特定公共賃貸住宅条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正案	現行
<p>(入居手続)</p> <p>第9条 入居承認者は、町長が指定する日までに、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居承認者と同程度以上の所得を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人(町内に居住する者であること又は町外に居住する者で特定公共賃貸住宅の入居承認者の三親等以内の親族であるもの。)の署名</u>する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第15条に規定する敷金を納付すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てるこ</u></p>	<p>(入居手続)</p> <p>第9条 入居承認者は、町長が指定する日までに、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>保証人(入居承認者と同程度以上の所得を有する者で町長が適当と認めるものに限る。)の連署</u>する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第15条に規定する敷金を納付すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第15条 略</p>

改正案	現行
<p><u>とができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u></p> <p>3 前項の規定により徴収した敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を立ち退くときに還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金</u>（これらの督促手数料及び延滞金を含む。）があるときは、敷金をこれらに充当することができる。</p> <p>4 敷金には、利子を付けない。</p> <p>（明渡請求）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当するところにより同項の規定による明渡しの請求を行った場合には、当該明渡しの請求を行った日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。この場合において、入居した日から当該明渡しの請求が行われた日までの期間の家賃について第14条の規定による家賃の減額があったときは、町長は、当該家賃の減額により減じた額に<u>法定利率</u>による家賃の納期限後の利息を付した額の金銭についても徴収するものとする。</p> <p>4～5 略</p>	<p>2 前項の規定により徴収した敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を立ち退くときに還付する。ただし、<u>未納の家賃又は損害賠償金</u>（これらの督促手数料及び延滞金を含む。）があるときは、敷金をこれらに充当することができる。</p> <p>3 敷金には、利子を付けない。</p> <p>（明渡請求）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、第1項第1号の規定に該当するところにより同項の規定による明渡しの請求を行った場合には、当該明渡しの請求を行った日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。この場合において、入居した日から当該明渡しの請求が行われた日までの期間の家賃について第14条の規定による家賃の減額があったときは、町長は、当該家賃の減額により減じた額に<u>年5パーセントの割合</u>による家賃の納期限後の利息を付した額の金銭についても徴収するものとする。</p> <p>4～5 略</p>